



「徳島県日本語教育の推進に関する基本方針(素案)」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県内に住む全ての外国人が円滑に生活し就労できるよう、日本語を学ぶ機会を拡充し、日本語教育を効果的・効率的に進めるため、「徳島県日本語教育の推進に関する基本方針」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての方針の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい方針にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和7年10月8日(水)～令和7年11月7日(金) (必着)

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く))



3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県 生活環境部 多文化共生・人権課 多文化共生担当

電話: 088-621-2028 FAX: 088-621-2978

メールアドレス: tabunkakyouseijinkenka@pref.tokushima.lg.jp

(提出方法について) 徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話: 088-621-2095 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
(パブリックコメント)



Q1 「徳島県日本語教育の推進に関する基本方針」ってどんな方針？

本県の在住外国人数は令和6年末に8,907人と過去最高を記録し、今後さらに増加することが見込まれており、全国的に人口が減少し労働力が不足するなかで、地域の社会や経済を支える大きな力となっています。

在住外国人の日本語能力は生活、労働、教育などあらゆる場面においてその基盤となり、外国人住民の自立と共生社会の実現に繋がります。

この基本方針は、「日本語教育の推進に関する法律」第11条に則り策定するものであり、徳島県に住む全ての外国人が円滑に生活し就労できるよう、日本語を学ぶ機会を拡充し、日本語教育を効果的・効率的に推進するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県日本語教育の推進に関する基本方針（素案）」では、県の現状や課題を明らかにして、県が目指すべき多文化共生社会の実現に向けて県内の関係機関が取り組んでいく対応策について記載しています。

素案に加えて、その概要をわかりやすくまとめた「概要版」を作成しておりますので、そちらも参考にさせていただき、内容に対しての具体的なご意見やご提案をお寄せ下さい。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、方針の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては素案に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。